



藤崎町に住んでください！



# ふじさき移住すまいづくり支援金

藤崎町へ移住やその後の定住のさらなる促進を目指して、町内に住宅を取得して転入する世帯や、転入してから住宅を取得して入居する世帯へ一律50万円を助成します。

## ◆対象要件の確認（次の（１）（２）の要件をすべて満たす必要があります）

### （１）対象となる人

- 住宅取得者またはその配偶者が、転入前10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上、藤崎町外に住所をおいている。
- 移住者の転入日から3年未満に町内の住宅を取得して入居していて、かつ住宅取得後1年以内に転入及び入居している。
- 申請日から3年以上は町内に住所をおき、また町内会に加入し続ける意思がある。
- 申請者及び配偶者は、直近の市区町村税を滞納していない。
- 過去に若者移住すまいづくり補助金や、この支援金を受けていない。

### （２）対象となる建物

- 住宅は独立した出入口、居室（リビング・寝室など）、台所、トイレがある。
- 居住用部分の面積が建物全体面積の1/2以上であり、40㎡以上。
- 住宅（住宅敷地を取得した場合は住宅及び土地）の所有権に申請者が含まれている。
- 住宅の建築または購入に係る費用は、住宅敷地の取得費を含めて居住用面積に係る分について500万円以上である。
- 住宅の建築若しくは購入又は土地の購入の契約相手は、住宅取得者又はその配偶者の1親等以内の親族ではない。

## ※提出書類は別紙参照

## ◆所得税等の取扱い

確定申告において、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅の取得対価から支援金の額を控除する必要があります。

詳しくは黒石税務署（0172-52-4111）にご確認のうえ、申告してください。

## ◆支援金の返還

支援金の交付後に、以下のいずれかの事項が判明した場合は、**支援金を返還していただきます。**

- 1 支援対象外の実事や、申請において不正な行為が認められたとき
- 2 申請後3年以内に移住者が転出もしくは申請者世帯が町内会から脱退したとき

## ◆その他

○各様式は、町ホームページからダウンロードしていただくか、経営戦略課窓口でお受け取りください。

○助成申請の届出は、郵送ではなく直接経営戦略課窓口へお願いします。

(受付時間：平日 午前8時15分から午後5時)

## ◆お問合せ

藤崎町 経営戦略課 戦略推進係

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町西豊田一丁目1番地

電話 0172-88-8236 (戦略推進係直通)

《町ホームページはこちらから》



## ◆提出書類

次の書類を**全て揃えて提出**してください。

各書類については以下のポイントを参照してください。

### □ 助成申請書

- ・ **日中連絡可能な電話番号**の記載、記載漏れ、押印忘れがないかを確認してください。
- ・ 書き方が分からない場合は、空欄のまま持参していただいて結構です。

### □ 住宅及び土地の取得に係る契約書（写し）

- ・ 次の①～③を確認します。

① **契約の甲乙** ② **契約金額** ③ **対象物件（住所）**

※土地を購入していない場合は、土地の分は不要です。

### □ 住宅及び土地の取得に係る支払いを証明する資料（写し）

- ・ **領収書**または**振込依頼書、通帳等**（**金額と支払相手**が分かるもの）をコピーして提出してください。

※契約書の金額と支払いを証明する書類の金額が一致するようご用意ください。

※土地を購入していない場合は、土地の分は不要です。

### □ 間取り図等（写し）

次の①②の要件に合っているかを確認します。

- ① 居住面積が**全体面積の1/2以上で40㎡以上**。
- ② 独立した**出入口・居室（リビングや寝室など）・台所・WC**がある。

### □ 建物及び土地の登記簿謄本（写し）

- ・ 地番と所有者を確認し、取得物件と申請者が合っているか、**申請者に所有権**が移っているかを確認します。

※土地の所有権が申請者又は配偶者に無い場合は、土地分の登記簿謄本は不要です。

### □ 移住者の住民票謄本（原本） ※藤崎町住民課で取得できます。

- ・ 移住者が当該住宅に入居していることを確認します。

### □ 移住者の戸籍の附票等（原本）

- ・ **転入前10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上の住所が藤崎町外であることを**確認します。
- ・ 申請者と配偶者ともに移住者の場合はいずれか1名分を提出してください。

※**戸籍を置いている市区町村（本籍地）から取得**できます。本籍を移した場合や結婚した場合などは新しい戸籍となるので、**証明期間分**の住所地が記載されていない可能性があります。ご相談ください。

**直近の市区町村税に滞納ないもの（原本）**

- ・ **完納証明**又は**納税証明**を提出してください。
- ・ **申請者とその配偶者**の**直近の市区町村税**の滞納がないかを確認します。

※非課税者の場合は、非課税証明書又は課税証明書をご提出ください。

※申請のタイミングや状況によって取得する場所や年度が違うため、ご相談ください。

**町内会加入証明書（原本）**

- ・ 町内会に加入していることを確認します。
- ・ 町内会への加入の仕方が分からない場合はご相談ください。

**振込口座が分かるもの（写し）**

- ・ 助成金の振込口座が分かる通帳またはキャッシュカードの写しを提出してください。
- ・ 振込口座は、**申請者と同じ名義**のものにしてください。

※上記の他、別の書類をご準備いただく場合があります。